

参照条文

電波法(その1)

1

(免許の申請)

- 第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 一 目的（二以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあっては、その主従の区別を含む。）
 - 二 開設を必要とする理由
 - 三 通信の相手方及び通信事項
 - 四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）
- 2～6 （略）
- 7 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。
- 一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）
 - 二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの
 - 三 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局
 - 四 基幹放送局
- 8 前項の期間は、一月を下らない範囲内で周波数ごとに定める期間とし、同項の規定による期間の公示は、免許を受ける無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲その他免許の申請に資する事項を併せ行うものとする。

(申請の審査)

第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
- 二 周波数の割当てが可能であること。
- 三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

周波数割当計画(2GHz帯その1)

国内分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
	移動衛星 (地球から宇宙) E. 351A E. 375B E. 341 E. 375D E. 375E E. 380A			一般業務用 公共業務用 一般業務用		
1675-1690	気象援助 固定 気象衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く.) E. 341		1675-1690	移動 気象援助 気象衛星 (宇宙から地球)	気象通信業務用 公共業務用 一般業務用	ラジオゾンダ用とし、公共業務用への割当ては別表 11-1 による。
1690-1700	1690-1700 気象援助 気象衛星 (宇宙から地球) 固定 移動 (航空移動を除く.) E. 289 E. 341 E. 382		1690-1700 J87	気象援助 気象衛星 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
1700-1710	1700-1710 固定 気象衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く.) E. 289 E. 341	1700-1710 固定 気象衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く.) E. 289 E. 341 E. 384	1700-1710 J87	気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
1710-1800	固定 移動 E. 384A E. 385A E. 388B E. 149 E. 341 E. 385 E. 386 E. 387 E. 388		1710-1800 J36 J94 J135 1800-1885 J94 1885-1900 J137	固定 移動 J136 移動 J136 移動 J138 J139	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用 電気通信業務用 小電力業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-2 による。 電気通信業務用での使用は PHS 用及び携帯無線通信用とし、PHS 用への割当ては別表 8-7 に、携帯無線通信用への割当ては別表 10-2 による。 小電力業務用での使用は PHS 用とし、割当ては別表 8-7 による。
1900-1970	1900-1970 固定 移動 E. 388A E. 388B E. 388 E. 388	1900-1970 固定 移動 E. 388A E. 388B 移動衛星 (地球から宇宙) E. 388				電気通信業務用での使用は PHS 用及び携帯無線通信用とし、PHS 用への割当ては別表 8-7 に、携帯無線通信用への割当ては別表 10-2 による。 小電力業務用での使用はデジタルコードレス電話用及び PHS 用とし、デジタルコードレス電話用への割当ては別表 8-6 に、PHS 用への割当ては別表 8-7 による。
1970-1980	固定 移動 E. 388A E. 388B E. 388					
1980-2010	固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙) E. 351A E. 388 E. 388A E. 388B E. 389F		1980-2010 J137 J140	移動 移動衛星 (地球から宇宙) 公共業務用	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	
2010-2025	2010-2025 固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙) E. 388 E. 388C E. 389E E. 388	2010-2025 固定 移動 E. 388A E. 388B	2010-2025 J137	移動 J138 J139	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-2 による。
2025-2110	宇宙運用 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 固定 移動 E. 390 宇宙研究 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) E. 390		2025-2110 J142	宇宙運用 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 宇宙研究 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 移動 J141	公共業務用 一般業務用 電気通信業務用	

周波数割当計画(2GHz帯その2)

4

国内分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
2110-2120 固定 移動 E.388A E.388B 宇宙研究 (探宇宙) (地球から宇宙) E.388			2130-2120 J34 J137	移動 J138 J139 宇宙研究 (探宇宙) (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	携帯無線機使用とし、割当ては別表10-2による。
2120-2160 固定 移動 E.388A E.388B E.388	2120-2160 固定 移動 E.388A E.388B 移動衛星 (宇宙から地球) E.388	2120-2160 固定 移動 E.388A E.388B E.388	2120-2170 J34 J137	移動 J138 J139 移動	電気通信業務用	携帯無線機使用とし、割当ては別表10-2による。
2160-2170 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) E.388	2160-2170 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) E.388 E.389C E.389E E.388	2160-2170 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) E.388A E.388B				
2170-2200 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) E.391A E.388 E.389A E.389F			2170-2200 J137 J140	移動 移動衛星 (宇宙から地球) 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	
2200-2290 宇宙通信 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 固定 移動 E.391 宇宙研究 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) E.392			2230-2230 J142	宇宙通信 (宇宙から地球) 公共業務用 一般業務用 地球探査衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 宇宙研究 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 移動 J141	公共業務用 一般業務用	
2290-2300 固定 移動 (航空移動を除く) 宇宙研究 (探宇宙) (宇宙から地球)			2290-2300 固定 移動 (航空移動を除く) 宇宙研究 (探宇宙) (宇宙から地球)	固定 移動 公共業務用 一般業務用	公共業務用 一般業務用	
2300-2450 固定 移動 E.394A アマチュア 無線機用 E.100 E.282 E.395	2300-2450 固定 移動 E.394A 無線機用 アマチュア E.100 E.282 E.393 E.394 E.395		2300-2350 固定 2350-2370 固定 移動 2370-2400 固定 移動 2400-2450 J37 J42 無線機用 アマチュア	固定 公共業務用 放送事業用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 アマチュア業務用	公共業務用 一般業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 アマチュア業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体通信用とし、小電力データ通信システム用への割当ては別表9-5に、移動体通信用への割当ては別表9-10による。 一般業務用での使用は移動体通信用とし、割当ては別表6-2による。
2450-2483.5 固定 移動 無線機用 E.150	2450-2483.5 固定 移動 無線機用 E.150		2450-2483.5 J37 無線機用	移動 公共業務用	小電力業務用 一般業務用 公共業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体通信用とし、小電力データ通信システム用への割当ては別表9-5に、移動体通信用への割当ては別表9-10による。 一般業務用での使用は移動体通信用とし、割当ては別表6-2による。
2483.5-2500 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) E.351A 無線機用衛星 (宇宙から地球)	2483.5-2500 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) E.351A 無線機用	2483.5-2500 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) E.351A 無線機用	2483.5-2500 J37 J144 移動	移動 公共業務用 小電力業務用 移動衛星 (宇宙から地球) 電気通信業務用 公共業務用	公共業務用 小電力業務用 電気通信業務用 公共業務用	公共業務用での使用は道路交通情報無線 (Y1CS) 用とし、割当ては2489.7MHzに際する。 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表9-5による。

参照URL: (<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/search/share/pdf/wari2.pdf>)

周波数割当計画(L帯その1)

5

第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	
890-942 固定 移動 (航空移動を除く.) E.317A 放送 E.322 無線機用	890-942 固定 移動 (航空移動を除く.) E.317A 無線機用 E.318 E.325	890-942 固定 移動 E.317A 放送 無線機用	890-915 J37	移動 J38 J39	電気通信業務用 移動無線通信業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線機使用とし、割当ては別表10-2による。 移動無線通信業務用での使用はパーソナル無線機とし、割当ては別表7-4による。 一般業務用での使用は、平成27年11月30日までに限る。 一般業務用での使用はMCA地上移動体通信及びデジタルMCA地上移動体通信とし、割当ては905-915MHz帯に際するものとし、850-900MHz帯と対の二周波方式に際する。 一般業務用での使用は、平成30年3月31日までに限る。	
	900-958 固定 アマチュア 移動 (航空移動を除く.) E.325A 無線機用 E.150 E.325 E.326		915-930 J37	移動 J38	移動無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	移動無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	移動無線通信業務用への割当ては、別表7-6による。 小電力業務用への使用はアマチュア用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体通信用とし、アマチュア用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体通信用への割当ては別表9-10による。 一般業務用での使用は移動体通信用とし、割当ては別表6-2による。
	930-942 固定 移動 (航空移動を除く.) E.317A 無線機用 E.323		930-940 J37	移動 J38	一般業務用	MCA地上移動体通信及びデジタルMCA地上移動体通信とし、850-960 MHz帯と対の二周波方式に限る。	
			940-960 J37 J34	固定	放送事業用	割当ては、905-960MHz帯に際する。 使用は、平成27年11月30日までに限る。	
942-960 固定 移動 (航空移動を除く.) E.317A 放送 E.322 E.323	942-960 固定 移動 E.317A 無線機用 E.325	942-960 固定 移動 E.317A 放送 E.320		移動 J38 J39 J39C	電気通信業務用 移動無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線機使用とし、割当ては別表10-2による。 移動無線通信業務用での使用は移動体通信用とし、割当ては別表7-6による。 一般業務用での使用はMCA地上移動体通信及びデジタルMCA地上移動体通信とし、割当ては905-915MHz帯と対の二周波方式に際する。 小電力業務用での使用はアマチュア用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体通信用とし、アマチュア用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体通信用への割当ては別表9-10による。 一般業務用での使用は移動体通信用とし、割当ては別表6-2による。	
960-1164 航空無線機用 E.328 航空機動 (E) E.327A	航空無線機用 E.328 航空機動 (E) E.327A	E.328	960-1164	航空無線機用	公共業務用	航空用DMF用、チャンネル、A・T・C・R・B用及びA・C・S用とし、割当ては別表2-3による。	
1164-1215	航空無線機用 E.328 無線機飛行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) E.328B	E.328B	1164-1215 J37	無線機飛行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙)	公共業務用 一般業務用		
	E.328A			航空無線機用	公共業務用	航空用DMF用及びチャンネル用とし、割当ては別表2-3による。	
1215-1240	航空無線機用 (航空) 無線機飛行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) E.328B E.329 E.329A 宇宙研究 (航空)	E.328B E.329 E.329A	1215-1240	移動	小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はアマチュア用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表9-1による。 一般業務用での使用はアマチュア用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表9-1による。	
				無線機飛行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J38 J39 J100 無線機用 地球探査衛星 (航空) J101 宇宙研究 (航空) J101	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用		
1240-1300	E.330 E.331 E.332 航空無線機用 (航空) 無線機飛行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) E.328B E.329 E.329A 宇宙研究 (航空) アマチュア		1240-1260	移動	放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はアマチュア用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表9-1による。 一般業務用での使用はアマチュア用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに航空機動用及びデジタル航空機動用とし、アマチュア用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1による。	
				無線機飛行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J38 J39 J100	公共業務用 一般業務用		

参照URL: (<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/search/share/pdf/wari2.pdf>)

周波数割当計画(L帯その2)

6

国内分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
				常設電波 地球探査衛星 (移動) J101 宇宙伝送 (移動) J101		
			1200-1300 J82	移動 J103 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J98 J99 J100 常設電波 地球探査衛星 (移動) J102 宇宙伝送 (移動) J102	公共業務用 政治事務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
	E. 282 E. 310 E. 331 E. 332 E. 335 E. 335A			アマチュア	アマチュア業務用	
1300-1350	航空無線航行 E. 337 常設電波 無線航行衛星 (地球から宇宙) E. 149 E. 337A		1300-1350 J36 J105	無線航行衛星 (地球から宇宙) 無線電波 航空無線航行 J104	公共業務用 一般業務用 公共業務用	航空無線航行レーダー(AASR)用とする。
1350-1400 固定 移動 無線電波	1350-1400 無線電波 E. 338A E. 149 E. 338 E. 338A E. 339		1350-1400 J36 J106	無線電波	公共業務用 一般業務用	
1400-1417	地球探査衛星 (移動) 電波天文 宇宙伝送 (移動) E. 340 E. 341		1400-1417 J107	地球探査衛星 (移動) 宇宙伝送 (移動) 電波天文		
1427-1429	宇宙伝送 (地球から宇宙) 固定 移動 (航空移動を除く) E. 338A E. 341		1427-1429	固定 宇宙伝送 (地球から宇宙) 移動 (航空移動を除く)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	セントランスに適用とし、帯域では1427.9-1429MHzに適用する。
1429-1472	1429-1472 固定 移動 (航空移動を除く) E. 338A E. 341 E. 342		1429-1472 J67	固定 移動 (航空移動を除く)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	セントランスに適用とし、帯域では1429-1472.9MHzに適用する。
1472-1492	1472-1492 固定 移動 (航空移動を除く) 放送 E. 345 放送電波 E. 208B E. 345 E. 341 E. 342		1472-1492 J67	固定 移動 (航空移動を除く) 放送電波 E. 208B E. 345	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	セントランスに適用とし、帯域では1472.9-1492.9MHzに適用する。
1492-1518	1492-1518 固定 移動 (航空移動を除く) E. 341 E. 342		1492-1518 J67 J34	固定 移動 (航空移動を除く)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	セントランスに適用とし、帯域では1492.9-1518.9MHzに適用する。
1518-1525	1518-1525 無線電波 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A 無線電波 移動 (航空移動を除く) 5.349		1518-1525 J113 J114 J115	無線電波 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A 無線電波 移動 (航空移動を除く) 5.349	電気通信業務用 公共業務用	航空無線航行及び無線移動局への割り当ては、別表4による。 航空無線航行への割り当ては、別表5による。
1530-1535	1530-1535 無線電波 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A 5.353A 無線電波 移動 (航空移動を除く) 5.341 5.342 5.351 5.354		1530-1535 J114 J115 J116	無線電波 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A 5.353A 無線電波 移動 (航空移動を除く) 5.341 5.342 5.351 5.354	電気通信業務用 公共業務用	航空無線航行及び無線移動局への割り当ては、別表4による。 航空無線航行への割り当ては、別表5による。
1535-1559	1535-1559 無線電波 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A		1535-1559 J114 J115 J116	無線電波 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A 5.353A 無線電波 移動 (航空移動を除く) 5.341 5.342 5.351 5.354	電気通信業務用 公共業務用	航空無線航行及び無線移動局への割り当ては、別表4による。 航空無線航行への割り当ては、別表5による。
1559-1610	1559-1610 航空無線航行 無線局 (地球から宇宙) 5.341 5.355 5.359 5.364 5.366 5.367 5.368 5.369 5.371 5.372		1559-1610 J36 J121 J122 J123 J124	航空無線航行 無線局 (地球から宇宙) 5.341 5.355 5.359 5.364 5.366 5.367 5.368 5.369 5.371 5.372	公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、無線移動局と適用する。
1610-1613.6	1610-1613.6 移動電波 (地球から宇宙) 5.351A 電波天文 航空無線航行 無線局 (地球から宇宙)		1610-1613.6 J36 J121 J122 J123 J124	移動電波 (地球から宇宙) 5.351A 電波天文 航空無線航行 無線局 (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、無線移動局と適用する。

参照URL: (<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/search/share/pdf/wari2.pdf>)

周波数割当計画(L帯その3)

7

国内分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
1518-1525 固定 移動 (航空移動を除く.) 移動電波 (宇宙から地球) E. 348 E. 348A E. 348B E. 351A E. 341 E. 342	1518-1525 固定 移動 E. 343 移動電波 (宇宙から地球) E. 348 E. 348A E. 348B E. 351A E. 341 E. 344	1518-1525 固定 移動 移動電波 (宇宙から地球) E. 348 E. 348A E. 348B E. 351A E. 341	1518-1525 J67 移動電波 (宇宙から地球) J109 J110 J111 J112	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	携帯無線機適用とする。	
1525-1530 宇宙伝送 (宇宙から地球) 固定 移動電波 (宇宙から地球) E. 208B E. 351A 無線伝送電波 航空 移動 (航空移動を除く.) E. 349 E. 341 E. 342 E. 350 E. 351 E. 352A E. 354	1525-1530 宇宙伝送 (宇宙から地球) 移動電波 (宇宙から地球) E. 208B E. 351A 無線伝送電波 航空 移動 E. 343 E. 341 E. 351 E. 354	1525-1530 宇宙伝送 (宇宙から地球) 固定 移動電波 (宇宙から地球) E. 208B E. 351A 無線伝送電波 航空 移動 E. 349 E. 341 E. 351 E. 352A E. 354	1525-1530 J113 J114 J115 移動電波 (宇宙から地球) J48	電気通信業務用 公共業務用	航空地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。	
1530-1535 宇宙伝送 (宇宙から地球) 移動電波 (宇宙から地球) E. 208B E. 351A E. 353A 無線伝送電波 航空 移動 (航空移動を除く.) E. 341 E. 342 E. 351 E. 354	1530-1535 宇宙伝送 (宇宙から地球) 移動電波 (宇宙から地球) E. 208B E. 351A E. 353A 無線伝送電波 航空 移動 E. 343 E. 341 E. 351 E. 354	1530-1535 宇宙伝送 (宇宙から地球) 移動電波 (宇宙から地球) E. 208B E. 351A E. 353A 無線伝送電波 航空 移動 E. 343 E. 341 E. 351 E. 354	1530-1544 J114 J115 J116 移動電波 (宇宙から地球) J48	電気通信業務用 公共業務用	航空地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。	
1535-1559 移動電波 (宇宙から地球) E. 208B E. 351A	1535-1559 移動電波 (宇宙から地球) E. 208B E. 351A	1535-1559 移動電波 (宇宙から地球) E. 208B E. 351A	1544-1545 J115 J117 移動電波 (宇宙から地球) J48	電気通信業務用 公共業務用	航空地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。 公共業務用での使用は、COSPAS / SATSAT及びLUT用とする。	
	E. 341 E. 351 E. 353A E. 354 E. 355 E. 356 E. 357 E. 357A E. 359 E. 362A		1545-1555 J114 J115 J119 J120 移動電波 (宇宙から地球) J48	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	航空地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。	
	E. 341 E. 351 E. 353A E. 354 E. 355 E. 356 E. 357 E. 357A E. 359 E. 362A		1555-1559 J114 J115 移動電波 (宇宙から地球) J48	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	航空地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。	
1559-1610 航空無線航行 無線航行電波 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) E. 208B E. 352B E. 353A E. 341 E. 342B E. 352C	1559-1610 航空無線航行 無線航行電波 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) E. 208B E. 352B E. 353A E. 341 E. 342B E. 352C	1559-1610 航空無線航行 無線航行電波 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) E. 208B E. 352B E. 353A E. 341 E. 342B E. 352C	1559-1610 無線航行電波 (宇宙から宇宙) J28 J29 J30 航空無線航行 無線航行電波 (地球から宇宙) J123	公共業務用 一般業務用 一般業務用		
1610-1613.6 移動電波 (地球から宇宙) E. 351A 航空無線航行 無線航行電波 (地球から宇宙) E. 341 E. 355 E. 359 E. 364 E. 366 E. 367 E. 368 E. 369 E. 371 E. 372	1610-1613.6 移動電波 (地球から宇宙) E. 351A 航空無線航行 無線航行電波 (地球から宇宙) E. 341 E. 364 E. 366 E. 367 E. 368 E. 370 E. 372	1610-1613.6 移動電波 (地球から宇宙) E. 351A 航空無線航行 無線航行電波 (地球から宇宙) E. 341 E. 355 E. 359 E. 364 E. 366 E. 367 E. 368 E. 369 E. 372	1610-1613.6 J36 J121 J122 J123 J124 移動電波 (地球から宇宙) J47 航空無線航行 無線航行電波 (地球から宇宙) J125 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動電波と適用する。	
1613.6-1613.8 移動電波 (地球から宇宙) E. 351A 電波天文 航空無線航行 無線航行電波 (地球から宇宙)	1613.6-1613.8 移動電波 (地球から宇宙) E. 351A 電波天文 航空無線航行 無線航行電波 (地球から宇宙)	1613.6-1613.8 移動電波 (地球から宇宙) E. 351A 電波天文 航空無線航行 無線航行電波 (地球から宇宙)	1613.6-1613.8 J36 J121 J122 J123 J124 移動電波 (地球から宇宙) J47 航空無線航行 無線航行電波 (地球から宇宙) J125 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動電波と適用する。	

参照URL: (<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/search/share/pdf/wari2.pdf>)

(携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備)

第四十五条の二十一 一四GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を使用する航空機地球局の無線設備及び当該航空機地球局と通信を行う航空地球局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

- イ 航空機地球局の空中線は、通信の相手方である人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有すること。
- ロ 航空機地球局は、航空地球局が送信する送信許可信号を受信した場合に限り、送信が可能であること。
- ハ 航空機地球局が使用する周波数及び輻射する電力は、航空地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。
- ニ 航空機地球局は、自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び航空地球局が送信する信号を正常に受信できないときに、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。
- ホ 航空地球局の無線設備は、電気通信回線設備と接続ができるものであること。
- ヘ 航空地球局は、同一の通信の相手方である人工衛星局の同一のトランスポンダを使用して、同一の周波数を使用する一又は二以上の航空機地球局の輻射する等価等方輻射電力の総和を管理する機能を有すること。

無線設備規則(航空機用2)

二 航空機地球局の送信装置の条件

- イ 通信方式は、複信方式、同報通信方式又はこれらを組み合わせて行うものであること。
 - ロ 変調方式は、デジタル変調方式であること。
 - ハ 送信空中線から輻射される四〇kHz帯域当たりの電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。
 - ニ 交差偏波電力（送信する電波の偏波が直線偏波の場合にあつてはその偏波と直交する偏波における等価等方輻射電力をいい、送信する電波の偏波が円偏波の場合にあつてはその偏波と逆方向に回転する偏波における等価等方輻射電力をいう。以下同じ。）が通信の相手方である人工衛星局の交差偏波側のトランスポンダを利用する無線通信に係る無線局の運用を阻害するような混信を生じさせない十分小さな値になるよう制御されること。
- 三 航空機地球局の空中線の交差偏波識別度は、レドームによる劣化を含み、一〇デシベル以上であること。

(携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備)

第四十九条の二十三 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに定める条件に適合するものでなければならない。

- 一 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯基地地球局の無線設備で六、三四五MHzから六、四二五MHzまでの周波数の電波を送信し四、一二〇MHzから四、二〇〇MHzまでの周波数の電波を受信するもの又は対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で二、六六〇MHzから二、六九〇MHzまでの周波数の電波を送信し二、五〇五MHzから二、五三五MHzまでの周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合すること。

イ 一般的条件

- (1) 携帯基地地球局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるものであること。
- (2) 携帯移動地球局が通話のために使用する周波数は、携帯基地地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。
- (3) 携帯基地地球局の無線設備は、電気通信回線設備と接続ができるものであること。

ロ 携帯移動地球局の送信装置の条件

- (1) 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調、十六値振幅位相変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。
 - (2) 変調信号は、パルスにより構成されるものであること。
 - (3) 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、搬送波を送信しているときの平均電力より六〇デシベル以上低い値であること。
- ハ 携帯移動地球局が送信又は受信する電波の偏波は、直線偏波又は円偏波であること。

無線設備規則(イリジウム)

11

- 二 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯基地地球局の無線設備で二九・一GHzから二九・三GHzまでの周波数の電波を送信するもの又は非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を送信するものは、次の条件に適合すること。

イ 一般的条件

- (1) 通信方式は、複信方式であること。
- (2) 携帯移動地球局が通話のために使用する周波数は、携帯基地地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。
- (3) 携帯基地地球局の無線設備は、電気通信回線設備と接続ができるものであること。

ロ 携帯移動地球局の送信装置の条件

- (1) 変調方式は、四相位相変調であること。
 - (2) 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒五〇キロビット以下であること。
- ハ 携帯移動地球局の送信又は受信する電波の偏波は右旋円偏波であること。
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第四十九条の二十三の二 対地静止衛星に開設する人工衛星局（インマルサット人工衛星局を除く。）の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一、六二六・五MHzから一、六六〇・五MHzまでの周波数の電波を送信し、一、五二五MHzから一、五五九MHzまでの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

- イ 携帯基地地球局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるものであること。
- ロ 携帯移動地球局が通話のために使用する周波数は、携帯基地地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

二 送信装置の条件

- イ 変調方式は、四相位相変調、一六値振幅位相変調又は三二値振幅位相変調であること。
- ロ 送信速度は、次のいずれかの値であること。
毎秒四六、八〇〇ビット、毎秒一八七、二〇〇ビット、毎秒二三四、〇〇〇ビット、毎秒四六八、〇〇〇ビット又は毎秒五八五、〇〇〇ビット

三 受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、（一）二四デシベル以上であること。

四 送信又は受信する電波の偏波は、左旋円偏波であること。

五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

無線設備規則(インマルサット)

（インマルサット携帯移動地球局の無線設備）

第四十九条の二十四 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

2～7 （略）

8 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGSPS型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

- イ 変調方式は、GMSK方式であること。
- ロ 送信速度は、次のいずれかの値であること。 毎秒一六、九〇〇ビット、毎秒六七、七〇八ビット

二 受信装置の条件 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、（一）二四デシベル以上であること。

三 空中線の条件 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

第四十九条の二十四の二 海上において電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局（本邦の排他的経済水域を越えて航海を行う船舶において使用するものに限る。）であつて、制御携帯基地地球局（当該携帯移動地球局の制御を行う携帯基地地球局をいう。以下この条において同じ。）からの制御を受けて携帯基地地球局又は携帯移動地球局と通信を行うもので、五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下又は一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を送信するものの無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

- イ 送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。
- ロ 空中線は、通信の相手方である人工衛星局のみを自動的に捕捉及び追尾することができるものであつて、当該人工衛星局を自動的に捕捉及び追尾することができなくなつた場合は、直ちに電波の発射を停止する機能を有すること。
- ハ 制御携帯基地地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、送信を開始できる機能を有すること。
- ニ 制御携帯基地地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有すること。
- ホ 自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び制御携帯基地地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。
- ヘ 無線設備の位置情報を測定しその情報を自動的に更新して制御携帯基地地球局に送信する機能を有する等他の無線局の運用に妨害を与えないための措置が講じられていること。

無線設備規則(ESV2)

二 送信装置の条件

- イ 送信空中線から輻射される電力は、次のとおりであること。
 - (1) 五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。
(略)
 - (2) 一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を使用する場合は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。
(略)
- ロ 送信空中線から輻射される交差偏波電力は、次のとおりであること。
 - (1) 五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。
(略)
 - (2) 一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を使用する場合は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。
(略)
- ハ 空中線の大きさは、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。
(略)

第四十九条の二十四の三 回転翼航空機に搭載して電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局であつて、制御携帯基地地球局（当該携帯移動地球局の制御を行う携帯基地地球局をいう。以下この条において同じ。）からの制御を受けて携帯基地地球局又は携帯移動地球局と通信を行うもので、一四・〇GHzを超え一四・四GHz以下の周波数の電波を送信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

- イ 空中線は、通信の相手方である人工衛星局のみを自動的に捕捉及び追尾することができるものであつて、当該人工衛星局を自動的に捕捉及び追尾することができなくなった場合は、直ちに電波の発射を停止する機能を有すること。
- ロ 制御携帯基地地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、送信を開始できる機能を有すること。
- ハ 周波数及び輻射する電力は、制御携帯基地地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。
- ニ 自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び制御携帯基地地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。
- ホ 自機の回転翼に電波が輻射しないよう、回転翼の回転に連動して電波の発射を制御する機能を有すること。
- ヘ 自機の機体に電波が輻射しないよう、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

二 送信装置の条件

- イ 変調方式は、デジタル変調方式であること。
- ロ 送信空中線から輻射される四〇kHz帯域当たりの電力は、追尾誤差を考慮して、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

(略)

無線設備規則(VSAT1)

(他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備)

第五十四条の三 陸上に開設する二以上の地球局（移動するものであつて、停止中にのみ運用を行うものに限る。以下この条において同じ。）のうち、その送信の制御を行う他の一の地球局（以下この条において「制御地球局」という。）と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、十四・〇GHzを超え十四・四GHz以下の周波数の電波を送信し、十二・二GHzを超え十二・七五GHz以下の周波数の電波を受信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。

二 変調方式は、次のいずれかであること。

- (1) 周波数変調（主搬送波をアナログ信号により変調するもの又はデジタル信号及びアナログ信号を複合した信号により変調するものに限る。）
- (2) 周波数変調（(1)に掲げるものを除く。）、位相変調（デジタル変調方式のものに限る。）、直交振幅変調、振幅位相変調、スペクトル拡散方式、直交周波数分割多重方式その他のデジタル変調方式

三 空中線の交差偏波識別度は、二七デシベル以上であること。

四 送信空中線から輻射される四〇kHz帯域幅当たりの電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

(略)

五 送信装置の発振回路に故障が生じた場合において、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

六 人工衛星局の中継により制御地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、送信を開始できる機能を有すること。

七 十二・二GHzを超え十二・四四GHz以下の周波数の電波を受信するものである場合は、その受信する電波の周波数の制御を行う地球局が、その制御により受信周波数を変更することができるものであること。

2 陸上に開設する二以上の地球局のうち、制御地球局と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五六デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備であつて、二八・四五GHzを超え二九・一GHz以下の周波数又は二九・四六GHzを超え三〇・〇GHz以下の周波数の電波を送信し、一八・七二GHzを超え一九・二二GHz以下の周波数又は一九・七GHzを超え二〇・二GHz以下の周波数の電波を受信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。
- 二 変調方式は、周波数変調、位相変調又は振幅位相変調（いずれもエネルギー拡散方式により変調するものを含む。）であること。
- 三 空中線の交差偏波識別度は、最大空中線利得から一デシベル低下した空中線利得方向において二〇デシベル以上であること。
- 四 送信空中線から輻射される四〇kHz帯域幅当たりの電力の尖頭値の九〇パーセントが、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。
- 五 前号の規定にかかわらず、二八・四五GHzを超え二九・一GHz以下の周波数若しくは二九・四六GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局（平成十五年七月一日までに無線通信規則付録第四号に基づく完全な情報を国際電気通信連合が受領した静止衛星軌道を利用するものに限る。）又は二九・五GHzを超え三〇・〇GHzの周波数の電波を受信する人工衛星局（平成十二年六月二日までに静止衛星軌道において利用されているものに限る。）と通信を行う当該周波数の電波を送信する地球局の送信空中線から輻射される四〇kHz帯域幅当たりの電力の尖頭値の九〇パーセントが、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。
- 六 前二号の規定にかかわらず、二八・四五GHzを超え二九・〇GHz以下の周波数の電波を送信する地球局（前号の人工衛星局と通信するものを除く。）であつて、空中線の直径が六五センチメートル未満のものの送信空中線から輻射される四〇kHz帯域幅当たりの電力の尖頭値の九〇パーセントが、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないものは、第四号の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値に三デシベル加えたものであること。
- 七 送信装置の発振回路に故障が生じた場合において、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。
- 八 人工衛星局の中継により制御地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、送信を開始できる機能を有すること。

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（その1）

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条（申請の審査）の規定の委任に基き、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）第十七条の規定により、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準を次のように定める。

（目的）

第一条 この規則は、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。

（略）

一 一の二 「根本的基準」とは、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の免許に関する基本的方針をいう。

二 「電気通信業務用無線局」とは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（地上一般放送局を除き、対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設するものにあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）をいう。

三 「公共業務用無線局」とは、人命及び財産の保護、治安の維持、気象通報その他これに準ずる公共の業務を遂行するために開設する無線局をいう。

四・五 （略）

(電気通信業務用無線局)

第三条 電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

- 一 その局を開設することによつて提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。
- 二 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。
- 三 その局を開設することが既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)若しくは法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備(以下「既設の無線局等」という。)の運用又は電波の監視(総務大臣がその公示する場所において行うものに限る。以下同じ。)に支障を与えないこと。
- 四 その局を開設する目的を達成するためには、その局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。
- 五 その局が八九〇MHz以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信を行うもの(その局の無線通信について法第百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定の必要がないものを除く。)であるときは、当該無線通信の電波伝搬路における当該電波が法第百二条の三第一項各号の一に該当する行為により伝搬障害を生ずる見込みのあるものでないこと。
- 六 その局が本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を併せ行うものにあつては、本邦内に居住する利用者の需要に支障を与えないものであること。
- 七 その局が法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときは、その局に係る開設指針の規定に基づくものであること。
- 八 その他その局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること。

無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準(その3)

(公共業務用無線局)

第四条 公共業務用無線局は、左の各号の条件を満たすものでなければならない。

- 一 その局は、所掌事務の遂行のために開設するものであつて、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。
- 二 その局を運用することがその局の免許を受けようとする者の所掌事務の円滑な運営に必要不可欠であること。
- 三 通信の相手方及び通信事項は、その局の免許を受けようとする者の所掌事務の遂行上必要不可欠のものに限ること。
- 四 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。
- 五 その局を開設することが他の各種の電気通信手段に比較して、能率的且つ経済的であること。
- 六 その局が八九〇MHz以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で法第百二条の二第一項第三号から第六号までの一に掲げるものを行なうもの(その局の無線通信について同条同項の規定による伝搬障害防止区域の指定の必要がないものを除く。)であるときは、当該無線通信の電波伝搬路における当該電波が法第百二条の三第一項各号の一に該当する行為により伝搬障害を生ずる見込みのあるものでないこと。

(優先順位)

第九条 第三条各号に適合する電気通信業務用無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、その局が同条各号に適合する度合いから見て最も電波の公平かつ能率的な利用が確保され、もつて公共の福祉の増進に寄与するものが優先するものとする。

- 2 前項の規定による審査において、その局の免許を受けようとする者が、その局と一体的に運用することを予定している他の電気通信業務用無線局の開設に関する計画を有する場合は、当該計画の内容を考慮するものとする。

第1章 (略)

第2章 免許を要する無線局の一般的審査

(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)

第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受領したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局又は放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間に申請を行った者に限り、放送をする無線局については、同条に基づき優先する放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。

(1)～(12) (略)

(13) 法第6条第7項第3号に定める電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局の免許又は再免許の申請について、法第6条第7項の規定により公示する申請期間内又は再免許に係る本条本文ただし書きに規定する申請期間内に提出された申請は、前後なく受け付けたものとして同等に扱い、「電気通信業務用無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合」に該当する場合には、別添5の基準により比較審査を行う。

電波法関係審査基準(その2)

別添5 (第3条関係)

電気通信業務用人工衛星局に係る比較審査基準

比較審査に当たっては、次に掲げる事項への適合の度合いを評価し、最も電波の公平かつ能率的な利用が確保され、もって公共の福祉の増進に寄与するものを優先する。

1 無線局開設の必要性(根本基準第3条第1号、第4号及び第6号関係)

- (1) 提供可能なサービスごとに、より合理的かつ具体的な需要予測を有しており、需要予測に照らして、より適切に当該サービスを提供する計画を有していること。
- (2) 提供するサービスの目的を達成するために、衛星通信を使用する必要性がより高いこと。
- (3) 使用可能な周波数帯域に対する本邦外の場所相互間の通信に使用する周波数帯域の割合がより低いこと。

2 計画の適切性及び計画実施の確実性(根本基準第3条第2号関係)

- (1) より早期かつ長期間にわたりサービスを提供するための合理的かつ具体的な人工衛星局等を配置する計画を有していること。
- (2) 無線設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力がより充実していること。
- (3) 人工衛星局等の運用による電気通信事業を確実に開始し、継続的に運営するために必要な財務的基礎がより充実していること。
- (4) 無線設備の保守及び管理並びに障害時の対応体制がより充実していること。
- (5) 電波法、電気通信事業法その他の関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制がより充実していること。

3 他の無線局への干渉回避等の適切性(根本基準第3条第3号関係)

既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する干渉の回避・低減に係る対策がより充実していること。

4 電気通信事業の健全な発達等への寄与(根本基準第3条第8号関係)

電波の一層の有効利用についてより配慮されていること等電気通信事業の健全な発達により寄与すること。